

入札・契約保証金についての注意事項

1. 入札会日時（電子）

（１）開札日時：令和８年９月３日（木）１０時００分

入札期間：令和８年８月３１日（月）１３時００分～令和８年９月３日（木）９時３０分

2. 入札保証金 伊万里市契約規則第７～９条：入札参加必須条件

【入札保証金を納入する場合】

（１）金額

入札保証金の金額は、契約金額（入札金額の１００分の１１０に相当する金額）の１００分の５以上に相当する金額又は３，０００円のいずれか高い額とします。

（２）納入方法

入札保証金は、契約監理課で発行する納付書にて入札前までに下記取扱金融機関窓口で納入し、領収書を契約監理課に提出してください。

※納付書を作成しますので事前に契約監理課へご連絡ください。

入札保証金 納入の流れ

- ① 契約監理課で納付書を受取
- ② 取扱金融機関にて納付
- ③ 領収書を契約監理課へ提出又はFAXで送付
- ④ 電子入札システムにて入札 ※入札は必ず、入札保証金納入後に行ってください。

取扱金融機関

・佐賀銀行 ・十八親和銀行 ・西日本シティ銀行 ・佐賀共栄銀行 ・伊万里信用金庫
・佐賀西信用組合 ・伊万里市農業協同組合 ・九州労働金庫

（３）納入額の例

税別１，０００万円で入札する場合、契約金額は１，１００万円になりますので、１，１００万円の５／１００である５５万円以上を一時預からせていただきます。

（４）開札後の流れ

次の①、②に該当する場合は、印鑑（指名願い届出印）をお持ちのうえ、契約監理課にお越しください。

- ① 落札し入札保証金を契約保証金に充当する場合
→「充当申出書」の提出が必要です。
- ②落札されなかった場合
指定の口座へお返しします（利息はつきません）。
→「還付請求書」の提出が必要です。

【入札保証金に代わる担保を提出される場合】

(1) 入札保証金の納付は、国債及び地方債のほか、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

- ① 政府の保証のある債券
- ② 市長が確実と認める社債
- ③ 銀行その他市長が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）に対する定期預金債権
- ④ 銀行等が振り出し、又は支払保証をした小切手
- ⑤ 銀行等の保証

(2) 提出期限

電子入札システムによる入札前までに契約監理課への提出が必要です。

※入札保証金に代わる担保を提出される場合は、事前に契約監理課へご連絡ください。

【入札保証金の免除を希望する場合】

(1) 次に該当する場合は入札保証金を免除とします。

- ① 当該入札について、保険会社との間に市を被保険者とする入札保証契約を締結している者。

※必要書類・・・保険証券

- ② 当該入札を行う日以前2年間に、当該入札に係る契約と同種類（舗装）及び同規模の契約を国（公社・公団含む）又は地方公共団体と3回（工事又は製造に係る契約で契約金額が300万円以上のものについては2回）以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者であって当該入札に係る契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。

※必要書類・・・契約書の写し又は履行証明書

(2) 免除を希望する場合の書類の提出

- ① 提出期限：**令和8年8月31日（月）12時00分まで 必着**

- ② 提出方法：窓口持ち込み又は郵送等

※ただし、郵送等の方法で提出される場合、提出期限までに契約監理課窓口に到着しなかったものについては受理できませんのでご了承ください。

3. 契約保証金（伊万里市契約規則第30条）：落札決定から契約締結までに納入

- ・ 契約金額の10／100以上に相当する金額又は5,000円のいずれか高い額とします。
- ・ 入札保証金免除に該当する場合は、契約保証金も免除となります。
- ・ 業務が完了され、検査が終わるまで伊万里市で預からせていただきます（利子はありません）。
- ・ 納付金額の計算方法は、入札保証金と同じ要領です。
- ・ 入札保証金を不足額に充当することができます。

〒848-8501

佐賀県伊万里市立花町 1355-1

伊万里市役所 総務部 契約監理課

TEL：0955-23-2176（直通）

FAX：0955-22-7841